

冬の交通安全県民運動!

広報

東与賀

発行
東与賀駐在所
牧瀬 隆

「やめよう! 佐賀のよからうもん運転」

冬の交通安全県民運動は、「やめよう! 佐賀のよからうもん運転」をスローガンに、
12月11日(水)～12月20日(金)までの10日間実施されます。

運動の重点は、

1 横断歩行者をはじめとした歩行者の保護

2 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

の四項目となっています。

横断歩道は歩行者優先は「義務」

◇ ドライバーは、横断歩道に接近する時は、歩行者がいらないことが明らかになる場合を除いて、直前で停止可能な速度で進行する義務があります。

◇ 横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止する義務があります。



12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

～拉致 必ず取り戻す～

東与賀町交通事故発生状況

東与賀町内で10月中に発生した交通事故です。

	東与賀町	
	10月中	令和6年累計
人身	2件	13件
物損	14件	106件
計	16件	119件
	佐賀南警察署管内	
	10月中	令和6年累計
人身	30件	364件
物損	298件	2879件
計	328件	3243件

横断歩道では、停止可能な速度で進行を!

飲酒運転が厳罰化されて10年以上経ちますが、いまだに、飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。地域全体で「飲酒運転し(四)ない運動」に取り組む、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転し(四)ない運動

- 運転するなら酒を飲まない
- 酒を飲んだら運転しない
- 運転する人に酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に運転をさせない



飲んだら乗らない
乗るなら飲まない

飲酒運転の根絶!

夕暮れ時の早めのライト点灯!

夕暮れ(薄暮)時の交通事故防止!

夕暮れ時は薄暗く、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなります。

夕暮れ時や夜間に車を運転される際は、早めのライト点灯を心掛けましょう。



11月15日から、狩猟期間に入ります。ハンターの皆さんは、ルールとマナーを守って正しい狩猟を行うよう心がけ、事故の防止に努めてください。



マナーを守って正しい狩猟

～パソコンがウィルス感染?

それは詐欺!! すぐに信じちゃいかんばい!!～